

「現代の家族」「日本の教育」「都市問題」

各研究部会の学習のあゆみ

岩 男 耕 三

「現代の家族」「日本の教育」「都市問題」

各研究部会の学習のあゆみ

岩 男 耕 三

「現代の家族」研究部会

現代の家族研究部会は、昭和三十九年度から三か年にわたって三島宗彦研究員の担当（三十九年度、四十一年度はそれぞれ、沢田忠治研究員、神力甚一郎研究員と三島研究員による共同担当）で行なわれた家庭教育研究部会のあとをつぐ形で、四十二年度から開設され、筆者の担当で四年間つづけられたものである。

学習形態は、いずれの年度もテキストを使用し、これに話題（学習課題）提供の役目をさせて、それをめぐって全体で討議するという方式をとった。それは、単にオーソドックスな学説、理論を講義するだけでなく、参加者がそれぞれの経験、理解を提出してつき合わせることに、討論の方

法、およびそれを通じてなんらかの意見の一致や相互了解に達する過程を学習することなどを考慮してとられたものである。誰にとってもきわめて身近かな家族をめぐるさまざまな問題がテーマであるため、発言は非常に活発であったが、総体として、こうした方法がどのような成果をあげたのかは、筆者にも必ずしも明らかではない。それからすでに一〇年近くを経過して、記憶もはなはだ不確かであるが、当時から、各季ごとに「研究室季報」に書き残された記録に拠って、主に論議の中心になった問題を中心に、この部会の歩みをたどることにしたい。

昭和四十二年度

テキスト 松原治郎『現代の家族―新しい家庭への条件―』昭39年 日経新書

現在のわれわれの社会生活において、家族はなぜ存在するの——、いいかえれば、現代家族の存在理由はどこにあるのだろうか——このテキストは、このような問いかけから始まっている（第一、第二章）。

人間の家族は、これ迄の歴史のなかで、時代が進むにつれて、その機能をしだいに失い、とくに近代になると、生産の機能はもちろん、子どもの教育、あるいは養育の機能すらも、大幅に縮少してきた。さらに資本主義的生産の高度な発展にともなつて、日常的な衣食住の領域にも、商品経済のいちじるしい発展、浸透がみられ、これによって、家族がこれ迄担ってきた日常的消費生活の安定確保という機能も、顕著に軽減されることになった。こうした事実を見、又この趨勢の延長線上に家族の将来を予想するならば、今後家族はいつまで存続しうるのかという疑問は当然でてくるであろう。「現代家族の存在理由はなにか」という冒頭の問いかけは、このような背景をもっているのであり、家族の現代化の最先端をいっていると思われるアメリカで、このような関心が最初に表面化したのにも、それなりの理由があったといえるだろう。

わが国においても家族は、とくに昭和三〇年代以降の、資本主義のいわゆる「高度成長」の進展にもなつて、急速にこうした事情のもとにおかれることになった。その上、

わが国の場合は、太平洋戦争の敗戦にともなう新憲法の制定、かつての「家制度」の廃止——それは、超世代的な「家」観念や「戸主」、「家督相続」など、家族のわずらわしい外被を一扫するものであった——、夫婦関係、親子関係などに関する諸イデオロギーの変革など、大きな変動のなかにこれが重なつたため、家族の諸問題はより複雑な形をとつて表われているといえよう。したがつて、ここでの問題は、多くは「場あたり」的な対処のしかた——とくに「心がまえ」的な対処のしかただけ——では、解決はむづかしく、場合によっては問題をより内攻させるだけに終る危険がある。いわゆる「老人問題」にしても、「家庭における子どもの問題」にしても、こうした意味での解決の基本的方向を謬らないことが、とくに大切であろう。

以下、この部会の学習で主として論議になったテーマ（問題）を順に見出しに（太字で）掲げて（それにつづけて括弧内に、これに対応するテキストの章、節名を示す）、その内容を紹介していくことにしたい。なお本文中の、『……』内は、とくにことわらない限り、テキストからの引用である。

× ×
家族とは何か（第一章 家族とは何か）——六月一七日 第一回——

現代家族の存在理由はどこにあるかが問われるとすれば、

当然、もう一步ふみ込んで、そもそも「家族とは何か」が問題になるであろう。さきに述べたような事情が現代の事情であるとすれば、ここでは、家族とは何か、くり返し問われる運命にあるのである。しかも最近では、イスラエルにおいて「キブツ」が、これ迄の家族概念をくつがえすような新しい形態の共同生活として形成され、わが国にもさまざまの形で紹介されるようになって、これも別の面から家族の存在に衝撃を与えることになった。

その上、学説としても、家族の規定についてはなかなか、すっきりした一致はみられず、むしろ根づよい対立があるのが現状である。

こうした中で、テキストでは、家族を規定するのに、差当って三つのワーク組を設けることを試みている。すなわち、(1)家族は、夫婦関係を中心にした「親族の単位」(その内容、範圍は社会、時代によって異なる)である。(2)「日常的な共同居住ないし生産と消費の単位」(人々の生活を守り、生存を保障していくための組織)である。(3)第三は、この組織を保障するための「制度」で、社会全体の生活保障機能が弱いほど、この制度は強力なものになる。という。この規定は、第二の生活防衛機能を強調した点に特徴があるが、それならば、社会の生活保障機能が高度になるに依りて、家族は存在意義を失うことになる。家族については、他方で「夫

婦、親子による共同生活」そのものの意味を考慮する必要があるのでなからうか。

四十二年度最初の学習会で、顔見知りでない参加者も多かったにもかかわらず、発言も多く、ひじょうに活気のあつた会であった。とくに、私有財産が否定され、すべての生産および消費が集団化されている―したがって、家族としての収入や予算(家計)も、家族としての衣食の機能(家事)もない―といわれる「キブツ」には、大きな関心がよせられた。その他では、「新しい親子のあり方」などが議論の中心になり、いま家族がかかえている問題の一端をうかがわせていた。

不安定になつた夫婦関係―家族の「現代化」は何をもの語る?(第II章現代における結婚の条件 第2節愛情の結実を求めて)―七月七日 第二回―

本日から第二章現代における結婚の条件に入る。この章は、現代家族(いわゆる夫婦家族)は、形態的には結婚によって成立し、夫婦関係を中心にしてなりたっているものであるから、現代家族の条件は、まず「私たちはなぜ結婚するのか」から始めねばならない。として設けられたもので、その内容は、ある新聞社のアンケート調査を手がかりに展開されている。その調査は、東京、大阪の団地主婦二、〇〇〇人を対象に、「あなたはなぜ結婚したのか」と

問うたものであるが、結果は次のとおりであったという。

二人の愛情を結実させるため

四〇・〇%

社会生活における慰安休息の場所を得るため

二〇・七%

自己の人格を完成するため

一九・二%

子孫を生み育てるため

一二・一%

みながそうするし、それが習慣だから

五・一%

長く続いてきた家を継続させるため

二・七%

まず第一に、「愛情の結実を求めて」というわけであるが、調査対象が、結婚直前あるいは直後の人々ばかりであれば、この比重はなお大きかったにちがいない。かつて一九四〇年代に、アメリカの社会学者E・パージェスは、家族は、その結合を慣習や制度などの外的な拘束によって支えられているものから、内面的な「友愛」（愛情）に支えられるものへと、歴史的に移り変ってきているとして、これを『制度から友愛へ』ということばで表現し、わが国でもこれは広く知られるようになった。近代家族のこのような、いわばタテマエからすれば、第一の「愛情の結果」と第三の「人格の完成」が、合せてほぼ六〇%という右の調査結果は、興味深いものといえよう。

ところが、その近代家族が、今や、かつての「制度家族」よりもはるかに不安定であるというのは、なぜだろうか。

たとえば、現在アメリカは『世界第一の離婚国であり、離婚率は人口一、〇〇〇に対して二、二四に達している（一九六〇年）。同じ統計年次で婚姻率が人口一、〇〇〇対八・五であるから』約四組の結婚があるごとに、一組の離婚が行なわれている勘定になるのである。家族の現代化の最先端を行くとみなされているアメリカにおける、この事実は何をもの語っているのであろうか。前回問題になった「夫婦、親子による共同生活」そのものの意味（つまり、パージェスのいう「友愛」は、人間にとってどのような本質的なものであるか）の慎重な検討が、このことから必要であろうし、他方では又、家族の現代化、のみならず社会的「風潮」や価値観などの現代化がどのような意味をもち、それらが、現代家族の「不安定化」とどう関係しているかの追求も重要であろう。女流文化人類学者M・ミードが、かつて、現代アメリカの男女関係、そのうちのたとえ結婚の契機について、『：汽車の中で知り合ったり、船の中で知り合ったり、めくらデイトしたり―面識のない男女同士がデイトしたり、文通したり！』といった事情をさかんに描いたが、それはすでに、わが国にとっても無関係なことではなくなりつつある。戦後日本の離婚率は〇・七五（一・〇）で、アメリカに比べれば低率であるが、戦前昭和期より明らかに高く、又、昭和三〇年代の終り以降、年々

確實に上昇傾向をたどっており、それが、この時期の社会変動にもなる結婚観、性意識の変化や、「個人主義」的、「快樂主義」的傾向の増大などを背景にして、今後とも一層進むと予測されていることにも注目すべきであろう。

家族関係の問題は、他と比べて、主観的な面がきわめて大きいので、論議が難しいが、前回同様十数人の参加者によって、さかんな討論が行なわれ、とくに戦後、最近のはなはだしい変りよう、その特徴に話題が集まった。

「職場は拘束、家庭は解放」、それは現代の必然か（第Ⅱ章、第3節慰安と休息の場）——七月一日 第三回——

現代人の生活にあつては、職場—生産の場と、家族—消費の場が、空間的にも時間的にもはつきり分けられ、しかも、巨大な組織、巨大な機械によって構成されるその職場では、もはや、労働の楽しみを見出すことはできなくなつた。こうして人間は、『物と時間の増大（大量生産—大量消費と労働時間の短縮）、その商品化の進展と結びついて、勤労とは別の場において人間らしさを見いだし、かつ見いだされなければならぬ事情を生み出してきた』。

これは、戦後日本でも、ある時期にかなり広まった理解であり、そしてこれに支えられ、又他方では、膨大な消費の宣伝にあおられて、しばらくは、地すべりのようなレジ

ャーへの逃避がすすみ、「マイ・ホーム」への夢がふくらむかみえた。それは、戦前の家制度を基盤とする古い型の「家族主義」に対して、戦後の、現代型「家族主義」とでもよぶべきものであった。

前記の団地主婦による第二の回答「社会生活における慰安休息の場を得るため」(二〇%をこえる)は、こうした事情を反映したものであろう。

しかし、これによってわれわれは、何を手に入れたのであろうか。はたして、「人間性」回復の端緒をでもつかむことができたであらうか。又、社会的に就業していかない家庭の主婦にとって、この「慰安と休息」論は何を意味したのであろうか。こうした現代型「家族主義」が、前回みた現代家族の「不安定化」の傾向と、同時に進行していることにも注目しなければならぬであらう。

現代の家族と性の解放（第Ⅱ章、第4節最後のフロンテ
ィア・性）——八月二二日第四回——

戦後、わが国の性状況は大きく変化した。

まず第一に、家制度の廃止、儒教道徳からの解放、そして消費の宣伝による個人的欲望の「解放」は、社会的規範による行動の規制を低下させ、個人生活の「自由」を著しく増加させた。又、薬剤の発達は、性病への怖れをいちじ

るしく弱体化させて、性の放縦への歯どめをとりはらうことになったし、他方では、避妊技術の進歩が、性を生殖からきり放して、その享樂的側面を助長することになったばかりでなく、婚姻外性交の規制を後退させることにもなったことを認めねばならないのであろう。

さらに、ジャーナリズム、興業界などにおける極端な性の商品化が、日本人の性的飢餓状況をたえず肥大させていることも軽視できない状況であらう。

こうした中で、性の眞の解放と、したがって又、現代家族における性の意味は、ややもすればその新しい方向が見失われようとしてきたといわねばならないだろう。

前々回にも論じられたように、これからの家族は、「家」の維持や生活の手段としてよりも、夫婦間の性と愛情を優位に考えられようとしている。『性』は、人間の性もつとも基本的な欲求の一つであり、しかも、『性愛』は本性上、排他的であるので、性愛にもとづく婚姻は本性上、未婚である』（F・エンゲルス）とすれば、この夫婦関係を中心とする家族の確立にこそ、女性の解放を『性の自由』の獲得——も展望することができるのではないだろうか。

先にみたような、性の「無規制」的状況は、眞の人間の主体的自由をかえって損うものであることはいうまでもないだろう。

しかし、この夫婦関係を中心とする「性の自由」の獲得は、もとよりけつして容易なことではない。それは、これを阻む諸条件がむしろ、これ迄の家族には、あまりにも多かったからである。なかでも、たとえば、婚姻——離婚の眞の自由の実現は、これと重大なかわりをもっており、さらにそのためには、女性の社会的経済的地位の確立などは、その重要な条件の一つとなるであらう。日本の実情からみても、今日なお明らかに、離婚によつて社会的に傷つくのは、女性であるといわねばならない。

こうした点からしても、アメリカの女性解放運動が広がってかかっている三つの要求、(1)教育と就職の機会均等 (2)無料公営託児所の開設 (3)妊娠中絶の自由化と無料化などは、充分に検討すべき課題であらう。

眞の人間の『性愛』——未婚の確立にとつて、女性の生涯の重圧になっている家事、妊娠育児からの社会的解放——女性の眞の自主性の獲得は、今後の大きな社会的課題であらう。

現代の家族と子どもの養育（第Ⅱ章、第5節子供の養育のために）——九月二十九日 第五回——

子どもの養育が、家族の重要な機能であり、両親の基本的な責任であることは、これまで当然のこととして疑われずにきたが、前記のような社会の全般的な現代化の中で、

これにもさまざまな問題が生まれ、その今後は現代家族に
とつてのきわめて重要な課題の一つになってきた。

戦後日本では、とくに、従来からのきびしい「家」の重
庄からの解放と、急激な個人主義的風潮の拡大、それに前
回話されたような新しい状況―その消費的性格の増大―
にも影響されて、親の子どもに対する養育の関係、その責
任の面がしだいに変化し、動揺を起しているのではないだ
ろうか。この事情には、一切の既成価値を否定しようとする
新しい世代の風潮の中で、親が自信を失ったことも関係
があるであらう。

しかし、「現代家族」が、いかにその私的、性格を強めて
いようともしつは、それ自身が問題なのだ―、妊娠、
出産、養育は、社会全体の基本的な関係であることに、あ
らためて思いをいたす必要がありはしないであらうか。

又、他方、養育はとくに母性の積極的な権利としても位
置づけられるのではないだろうか。子どもの出生と成長は、
人間の一切の創造性の根源ともいふべきものであり、家族
は、その意味では、人類発展の母胎というべきかもしれない。
これと関連して、『家族こそは、社会の自然な最初の
細胞であり、人間生活のすばらしさを実現するところであ
るとともに、また人間の勝利する力のいこいする場所であ
り、生活の第一のよろこびである子どもが成長する場所な

のである』という、マカレンコの言葉は、これに耳を傾け
る価値があるであらう。

戦後日本の家族の変動（第Ⅲ章、日本の現代家族の診断

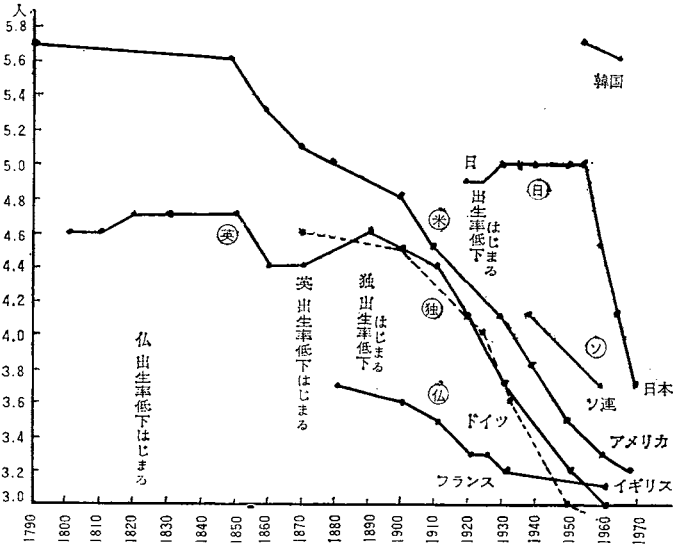
第Ⅰ節現代家族の特徴）―一月四日 第六回―

これまで、「現代家族の存在理由」（現代の社会生活に
おいて家族はなぜ存在するのか、われわれがこれからも、
家族を存続させる理由はどこにあるのか）という観点から
わが国の家族のあり方について考えてきたが、つぎは、つ
ぶさに、戦後家族の実態、その諸問題、あるいはその変化
の諸側面をみよう。

まず、形態のないちじるしい変化について。

次図は、日、米、ソ、欧米諸国の家族の規模（厳密には
世帯の規模の縮少の傾向を比較したものであるが、一見し
て、わが国の一九五五年以後の縮少が、いかに急激であ
ったかを知ることができよう。一九五五年の五・〇人から、
七〇年の三・七人と、わずか一五年間に一・三人減少して
おり、たとえばアメリカでは、同じ減少を、およそ一八八
〇年から一九四五年ごろまでの六五年間に達成しているの
である。一般に、この規模縮少は、出生率の低下に起因す
るとされているが、さらに加えて、「夫婦家族」理念の一
般化、定着によって現実に進行すると考えられており、わ
が国の場合には、昭和三〇年ごろ以後の経済社会の大きな

変動と照応しているものといえよう。
これに伴う諸問題を検討した。



世帯規模縮小の国際比較

(森岡清美編、家族社会学、社会学講座第3巻より)

こうしてグラフにしてみると、わが国ほど急激ではないにしても、欧米諸国が、およそ二〇世紀に入って以後、一様にいかに大きく変ってきたかを知ることができよう。そして、この変動は、これまでみてきた家族観の大きな変化、家族生活の諸側面の変化ばかりでなく、この時期における社会そのもののさまざまな変化とも、複雑な関連をもったものである。

いしかえれば、激動のなかにある現代家族の諸問題は、こうした社会全般の大きな変動をも念頭において考えねばならないということであろう。今回は、こうした広い関連にわたってさかんな意見が交換された。

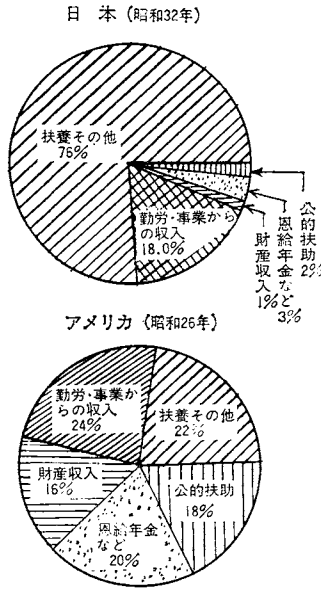
現代家族と老人問題 (第Ⅲ章、第2節延びた平均寿命と定年、第3節深刻化する老人問題) — 二月九日 第七回 —

「夫婦家族」の理念の定着に伴って生じてくる現代家族の大きな問題の一つは、老人問題である。

戦後の新しい民法においても、「直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある」(八七七条)と明記されていることはいうまでもないが、ただこの「扶養」は、親の未成熟の子に対するその場合の他は、「生活保持」と区別される「生活扶助」の意味だといわれる。すなわち扶養者が相応の生活を維持してなおかつ余裕のある範囲で行なうもの……と、一般には考えられているのであって、した

がって、ここでの法的関係におけるかぎりでの老親の生活保障は決して安定したものとはいえないであらう。戦後の基本理念では、この保障は、社会全体の責任とされているのである。(憲法第二二五条)。

そして他方、わが国の多くの庶民にとっては、老親の扶養どころか、自らの夫婦生活、子どもの生活の維持だけで手いっぱいというのが、その経済的実態である。ところが、左図にも明瞭に表われているように、わが国の老人の生活



老人の家族による扶養率の日本比較

を事実上支えているものは、その八割近くまでが、家族扶養なのである。今日の深刻な老人問題は、第一にここに存在するといわねばならないだろう。

扶養の問題を、今後どういう方向に展望し、おし進めて

いくべきかについて、活発な討議が行なわれた。そして老人の生活を安定させるためには、なによりも、公的扶助の充実と、又同時に、勤労者一般の所得水準そのものの格段の向上が必要であるという点に、意見が集まった。

変化する子どもの位置づけ (第Ⅲ章、第4節なげ子供をもつのか 第5節変わる「しつけ」の内容) — 二月一四日 第八回—

わが国でも、戦後の新しい家族への転換にともなつて、子どもに対する親の期待も大きく変わりつつあり、たとえば、家業その他の「継承」への期待は、大幅に後退した。当然の変化といえよう。

しかし、家庭での子どもの教育、しつけの方向は、社会的な、そしてさらに世代的な道徳、価値観の変革を背景にして、深刻な混迷を深めているといえるかも知れない。これには、前にも見たような、親の子どもの養育に対する責任感の低下や、自信の喪失なども大きな関係があるであらう。誰にも身近かな問題であるだけに、このしつけの内容だけでなく、親子関係そのもののあり方をもめぐって、真剣な討論が展開した。そして、意見の一致というわけにはいかなかったが、異見をつき合わせることで大いに理解が深められたと思われる。

四十三年一月一三日 第九回 国鉄・殿町寮で新年懇親

会

四十三年二月一七日 助言者出張のため中止

現代家族の課題―昭和四二年度のまとめ―三月三日―第

一〇回―

「現代家族」の性格、そのそもそもの理念から始まって、戦後日本におけるその諸問題にわたり、かなり広範な考察を行なった一年であった。もちろん残された問題も多く、また、取りあげた問題も、決してそのつど結論が出されたわけではない。しかし、この一年の討議を通じて、現代家族の基本的な問題のありかは、かなり明らかにできたし、われわれがこれに関してとり組むべき課題、その方向も、ある程度見わたることができたのではないかと思う。

今回は、この一年のあとをふり返って、おおまかな整理とまとめを行ない、又、次年度のこの部会のあり方をめぐって、懇談した。

「現代の家族」研究部会

昭和四十三年度

テキスト 松原治郎『現代の家族―新しい家庭への条件―』（前年度からの継続）

前年度からのテキストをひきつづいて使用し、その後半部にあたる、文字どおり、今日の家族が当面しているさまざまな課題について、それぞれをわれわれ自身の体験にひきよせながら、新しい今後の家族のあり方を求めて論じ合った。

新しいしつけのあり方（第Ⅲ章、第六節親から子・子から親への「期待」）―六月二九日 第一回―

この節の問題は、いわゆる家庭での「しつけ」の問題である。「しつけ」というものを、一体どう考えたいのか。又、戦後の家族の民主化（この中には、家族員の個性の尊重ということが、その重要な一面として含まれている。）によって、両親の間にしつけの一貫性が失われたことから起る問題、あるいは、現代（競争）社会のなかで、他人より優れることを教えることと、人間本来のあり方を教えることとを、どう調整すべきかなど、多くは、今日の社会のあり方そのものから起る難しい矛盾にかかわっている。今回は、これらにどう対処すべきかということより前の、問題や実情そのものの認識、把握に重点をおいて論じ合った。

しつけにおける父と母の役割（第Ⅲ章、第六節）―七

月二三日、八月三日 第二、三回―

今日のしつけが当面する困難の根っこの一つには、やはり、現代社会における――より直接には、戦後日本社会に

おける——価値観の混乱があるのであろう。たとえば、しつけに対する父母の役割についての理想と現実、戦後の社会における理想主義的価値志向や正義感の後退、あるいは、たとえば「進学」についての考え方などにみられるような親と子の間のいちじるしいけん隔、などは、その典型的なものであり、又、もっとも根の深いものといわねばならぬいだろう。こうした面の日常的にわれわれが当面する切実な問題について、体験を交換し話し合った。

新しい家族観と結婚のあり方（第Ⅲ章、第七節結婚に至る経路）——九月二十四日 第四回——

戦後の日本では、その家族観の大きな変化に伴って、結婚に対する考え方もさまざまな面で変り、又、激しい社会変動の波にもまれることになったといえよう。たとえば、婚姻率の変動もかなりはげしかった。又、結婚への契機としての「仲介」や「恋愛」も、各時期により、あるいは都市、農村など地域によっても、さまざまな特徴をみせている。こうした事情の中で、婦人と職業のあり方とも関わらせて、その今後が論じられた。

日本の夫婦——その幸福度からみると（第Ⅲ章、第八節日本の夫婦の幸福度）——十月二三日、十一月四日 第五、六回——

夫婦の「幸福度」とは、つまるところ「幸福感」の度合いということになるが、日本のそれを測定してみると、た

とえば妻の場合は、全体として、『まあ満足夫人』が圧倒的であるなど、興味ある結果が知られるという。しかし、結婚後、およそ一、二、三年目あたりの幸福度の頂点をすぎると、そのあとは夫婦ともかなり急な下り坂になり、とくに妻の場合いちじるしい。これと逆に、高年令まで上りカーブをはずすだけのアメリカと比べてみると、その背後には、生活の実情だけでなく、価値観の相違など、さまざまな要因が考えられる。これと関連して、後年あらわれてくる不満の特徴などもめぐって、結婚生活のあり方が、多くの角度から話し合われた。

夫婦相互の「期待」をめぐって（第Ⅲ章、第九節妻から夫・夫から妻への「期待」）——二月九日 第七回——

夫婦がもつ幸福感の前提には、それぞれが相手の「性格」（夫・あるいは妻として期待する性格）や「役割」についてもっている期待がある。そして、この期待は、三〇〜四〇年になわたる夫婦生活の中で、さまざまな段階、周期によって変化し、ときには複雑なズレを示す。これを、さまざまな要因と結びつけて、その因果関係を整理するのは、容易でないが、微妙なその心理だけでなく、客観的な社会的条件をも軽視できないであろう。

新年懇親会（四四年一月一八日 第八回）

現代家族と戦後の経済生活（第Ⅳ章現代家族の条件）

二月三日、三月八日 第九、一〇回

第Ⅰ章までは、夫婦関係、親子関係など、主として家族内の人間関係を中心にみてきたが、この章では、そうした人間関係の重要な基盤としての、家族の外の経済、あるいは教育の動向などが取りあげられる。この日は、そうした経済的基盤の実情を検討した。従来から、戦後日本の家族の、たとえば老後の問題、あるいは教育の問題（受験勉強）などは、むしろこうした家族外の経済事情の問題ではないかといわれてきたが、これについては、所得の大きさや生活水準だけでなく、戦後の特殊な「消費構造」のあり方についても検討する必要がある。総じて、今日の家庭生活をめぐる戦後経済のゆがみが、広くとり上げられ論じられた。

八日の最終日には、これにつづいて、現代家族の条件としての、家族の「現代化」とは何か、現代家族の根本的な役割はなにかなどを、総括の意味をふくめて話し合った。

「現代の家族」研究部会

昭和四十四年度

テキスト 青山道夫『現代の家族法』昭和39年 岩波新書

西欧近代家族法の本質（第一部 西欧民主主義國家の家族法）一五、六月 第一、二回

第Ⅰ章 西欧民主主義國家の家族法の系譜と特徴

第Ⅱ章 イギリスおよびアメリカの家族法

第Ⅲ章 フランスの家族法

この第一部の基本前提は、「市民社会」すなわち、封建社会における非人間的な身分差別にたいする抗議と、近代的な自由の主張からうち建てられた近代民主主義社会、この社会の法—「市民法」の精神はどのようなものか、という点にある。それは、フランス革命などの近代市民革命を通じて表現され、いご今日までの社会生活の根本原理になっているところの、「人間性と人情」の尊厳、「個人の自由」ということであろう。

この精神こそが、又、西欧諸國の家族法の根底になっているはずである。

学習、討議は、この部会への新しい参加者をむかえて（あわせて二四名）、封建社会の特質は何か、にまでさかのぼって活発に進められたが、『家族は社会学的にみれば、一箇の社会的小集団である。しかし英米法の立場においては—他の多くの立法も同様であるが—これを集団として把握してはいない。だから家族法にも、家長によって統率される家というような観念は存在しない。家族関係はもっぱ

ら、夫婦関係、親子関係に分解され、しかも夫婦関係の法すなわち婚姻法がきわめて重要な地位を占めている：』とのテキストの指摘などは、西欧の家族法を通してあらためてわれわれ自身をふりかえるよい契機を与えるものであった。

マルクシズムと家族法（第二部 社会主義国家の家族法）

一七、九月 第三、四回一

この第二部については、時間の関係もあって、

第Ⅳ章 マルクシズムの家族理論

第Ⅴ章 ソビエト・ロシアの家族法

の第二章を中心に、とくに、西欧諸国のそれと対照的な特徴の理解に力点をおいて、学習を進めた。

社会主義諸国の家族法の基礎理念をなしているものは、いうまでもなく、マルクシズムの家族理論である。これについては、テキストの第Ⅳ章にそって、マルクスおよびエンゲルスによる基本文献、『共産党宣言』と、『家族、私有財産および国家の起源』にもとづいて、その基礎理念の理解につとめた。

又、ソビエトの家族法については、一九一七年のロシア革命後の、新しい社会建設のための必死的悪戦苦闘の中で、どのようにして社会主義家族法がきづかれていったか、その中で、たとえば二〇年代の「家族論争」はどんな意味を

もっていたかなどを見ながら、その基本精神の理解につとめた。日本の家族理念とはもちろん、すでにみた西欧のそれとも根本的に異なるこのソビエト法の性格、意味については、大きな関心が集まり、熱心な議論が行なわれた。

日本の家族法の特質・その一（第三部 日本の家族法・前半部）

一〇、一一、一二月 第五、六、七回一

これまで、テキストの第一部 西欧民主主義諸国家の家族法、第二部 社会主義国家の家族法を読み、そこで一応、近代家族の理念やその法体系の基本、さらに、諸国におけるその歴史的形成過程を理解することができた。そこで次は、これをふまえて、日本の実情と問題を検討することになり、一〇月からは、第三部 日本の家族法に入る。

その内、この一二月までの三回は、明治民法における『家父長家族制度』とそれに対する戦後新民法の意味と実態、その中でとくに、婚姻ならびに夫婦間の権利義務を具体的に検討することになった。

こうした検討の中で、離婚や不貞の問題について、最近の日本の状態は、過度の物質文明の発達を背景とする現代アメリカの場合のそれと違って、近代的な一夫一婦のきびしい倫理意識がなお充分に成熟していない、という背景があるのではないかという問題、また、新民法では、夫婦の財産はおのおの別々の「特有財産」であることが原則にな

っていることの意味と問題点(夫婦の実質的な不平等)、などがとくに話題になった。そして、この後者の問題は、ある意味で、現在の日本の家族の問題を反映していたのではないかと思われた。

総じて家族の問題は、その追求を深めるほど奥が広くなつて、実際の解決策が難しくなってくるような性格をもっている。この問題はあるいは、政治や経済や文化などのかずべてがからみ合った、もつとも根本的な問題の焦点なのかもしれない。

日本の家族法の特徴・その二(第三部の後半部)――

二、三月 第八、九、一〇回――

一、三月の三回にわたつて、テキスト第三部の後半の、離婚、親子、親権を中心に、各回に次のような問題を取り上げ討議した。

第八回

離婚を制度としてどのように設けるかは、なかなかの難問である。わが国では永く、専権離婚(夫の一方的意思で行なわれる)が一般であったが、明治民法は、妻の離婚請求をはじめて法認して、裁判離婚の他に独特の協議離婚を規定した。しかしこれは、実際には専断的離婚のかくれみになつたとみられる。つまり、法規は、婦人の実質的な社会的地位の向上によつてはじめて生命を与えられるものであ

る点に注意しなければならない。

また、離婚の自由の法認は、人間の自由の拡大、進歩として広く考えられている。しかし、それらは、婚姻―夫婦の結合が、本来自由の拘束を避けられないということを前提にしているのではないか。たしかに、これまでの婚姻は大なり小なり、個人の自由を拘束し、とくに女性にとつてそうであったことは否定できないであろう。したがつて、その限りでは、「離婚の自由」の実現は重要な課題である。しかし、婚姻が自由の拘束になつたのは、これまでの婚姻、その諸条件に問題があつたのではないか。はたして、婚姻が即・拘束になるのかどうか、この点の区別がとくに慎重になされる必要があるであろう。

第九回

親子 夫婦関係とならんで重要なのは、親子関係である。しかし、「親子」とはなんだろうか。親子が、一定の血のつながりをもつものであるというのなら、「非嫡出子」(法律上の婚姻関係以外に出生した子)とはなにか。なぜ、「嫡出子」と区別する必要があるのだろうか。この区別は、なによりも、扶養や相続といった金銭的関係を公けに認否するためのものであつて、より根本的な人間としての親子の關係は、これにより、むしろ歪められるといわねばならぬであろう。まったく同じ人間(子ども)として生まれな

がら、法規の上で差別されているとすれば、そのような法規は、根本的に「親の立場」からつくられたもので、子どもはそこでは、忘れられているのではないか。もとより、その背後には、社会のとくに経済的な制度が存在しており、これは、その深刻な矛盾のあらわれと考えねばならないだろう。

第一〇回

親権 われわれは永い間、親は子を一人前に成長させてやり、教師は生徒を教えてやるものと考えてきた。親権とは、この考えと深く結びついて、親の子に対する支配権と考えられてきたのではないか。しかし、それなら、子や生徒が、親や教師より偉くなり、社会が進歩するというのはどういうことなのだろうか。親はむしろ、子の自己の成長を見まもり、支えてやるものと考えるべきなのかもしれない。それなら親権とは、そのような親のむしろ崇高な義務を、誰にもうばわれないで、自分で果す権利とでもいうべきであろうか。

以上、『現代の家族法』をテキストにした昭和四十四年度の学習は、欧米を中心に形成された近代社会における近代家族の基本原理、法を通じてみたその家族諸関係の根本理念を抛りどころにして、現実の諸矛盾、とくにわが国の現代家族の諸問題を検討してきたものである。したがって、

前年度、前々年度の学習に比べて、内容が、より原理的、理念的、そしてさらに、歴史的な側面を強くもつものがあった。そのために、いわば難解であったかも知れない。そうしたことから、学習者のとまどいも、しばしば感じられたが、しかし、その重要性から考えれば、こうした内容を避けるのではなく、テキストや学習方法上の充分な反省と再検討が必要であろうと思われた。

「現代の家族」研究部会

昭和四十五年度

テキスト 磯野誠一、富士子『家族制度―淳風美俗を中心として―』昭和33年、岩波新書

家制度とはどういうものか（一 はじめに）―五月三二

日 第一回―

わが国の家族制度は、昭和二〇年を境にして大きく変革された。家長を中心とし、親と子、夫と嫁などの関係が、厳格な上下の身分的秩序によって規制されていた「いえ」が否定されて、『個人の尊厳と両性の本質的平等』を原理とする家族生活が目ざされることになったのである。しかし、現実の生活が、一夜にして変わったわけではないし、国

民の間には大きなとまどいやら、いくつかの混乱も起り、また、この変革への根強い反発もしばらくの間つづいた。

そして、いまでも、新しい家族がほんとうに国民の間に根づき、安定したとはいえない状態にある。このテキストは、そうした事情のなかで、もう一度、わが国の「家族制度」のあり方、その今後の方向を検討しなおしてみようというものである。

第一回、五月の例会では、かつての日本独特の家制度とは、どういふものであったのかを、テキストの「はじめに」のところに沿って考え合った。

家制度の形成（第Ⅱ章 家族制度と法律、第1節「民法出デテ忠孝」）——六月六日 第二回——

今回から、テキストでは本文に相当する第Ⅱ章家族制度と法律に入り、戦前の「いえ」制度は、どのようにして生まれ、また、これを支えていた戦前のいわゆる明治民法は、どのようにして作られたかを、いわゆる「民法典論争」の意味を確かめながら検討した。そこでは、活発な討論を通じて、明治政府がこれをどんなに無理をしておし進めたかが明らかにされ、したがって、それによって「いえ制度」のもつ少なからぬ政治的意味にも照明をあてることができたように思う。

家制度の理念（イデオロギー）（第Ⅱ章 家族制度と

法律）——七月二日、九月五日 第三、四回——

第三回

戦前わが国の家族生活を支配した家制度の原理によるとわが国の家族関係は、欧米のように個人主義的な権利・義務で結ばれているのではなく、もっと本源的な尊敬といつくしみ、敬愛と温情をきずにした美しいものだと説かれた。したがって、家族関係の中に権利などの観念をもち込むのは、それ自身、この美の破壊だと。ところがその『敬愛といつくしみ』のなかで、実際には、どんなに妻（嫁）は忍従を強いられたか、を考えてみるとき、そこで説かれた理念や原理が現実には、どんなはたらきをしたのかを反省し、究明する必要があるであろう。そして、その上ではじめて、これからの課題はなにかを考えることができるのであり、今回は、かつての「家」がもっていた根本的な問題について話し合った。

第四回

戦前わが国では、「家」の原理は、家族生活だけにとどまらず、職場（企業）のなかにも、国家生活にも、さらには対外進出にあたって叫ばれた『新国際秩序』についてさえ、拡張された。「経営家族主義」や「八紘一宇」、「東亜新秩序」などはその代表的なものである。そして、それぞれが、それぞれの場で、現実の差別や不平等をおおいかく

す役割をはたしてきた。しかし、ではそれに代る新しい人間秩序は、どんな原理をもつのであろうか。今回は、そうした課題を中心にした。

これに関して、当面の公害の問題など豊富に出される話題とも結びついて、いわば生活の中の問題とかかわらせて、広く話し合われたといえよう。ひどい残暑であった。

「いえ」の道徳(第三章 家族制度の道徳)——二月二七日、二月二五日、二月一九日 第五、六回——

第二章家族制度と法律につづいて、この期は、戦前の家制度における家族道徳を分析した第三章家族制度の道徳(約四〇ページ)を、三回にわたって学習した。そして、次の各節について、それぞれの問題点をめぐり、きわめて自由な具体的な問題をめぐって討論が進められた。

1 祖孫一体の結合

「日本は祖先教の国であり、わが国の家は、「祖孫一体の道に則る家長中心の結合にして人間生活の最も自然なる親子の関係を根本とする家族の生活として、情愛敬慕の間に人倫本然の秩序を長養しつつ永遠の生命を具現し行く生活の場」である。

2 『父母に孝に』

かつて修身教育でとくに強調されたことは、「父母の教えは何ごとによらずこれを守り」、「わが身をギセイにし

て親を養い」、「日夜親に仕える」ことであった。

3 『夫婦相和し』

家制度においては、なにはおいても「家」が第一に考えられる。『妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル』(明治民法、七八条)であり、結婚は、「我邦の風習は父母又は祖父母が主婚者なり。結納の交換、婚姻披露の案内、婚姻の挙式皆父母又は祖父母の名儀を以て為し居れり」とされた。

「家の和」について(第三章、第4節家の和)——二月三日 第八回——

この「家の和」は、人格として独立した個人を前提とするその上での和ではない。個人の独立性はみとめられない。したがって又、前近代社会における、集団からまだ分化しない状態の個人を前提とした、家族員相互の「一体性」を意味するものである。それゆえその内部では、近代的意味での権利や利益の観念は、存立する余地はないのである。

こうした「和」の性格、意味をめぐって、とくに、ここでは、どんな点が問題なのか、又、「個人の権利」を軸とした和とは、どのような性格をもつだろうかなどをめぐり、さまざまの意見がつき合わされた。

二月二〇日 社会教育研究室全体の懇談会に切りかえ

新しい関係・秩序の形成を目ざして(第四章 家族制度の廃止がひきおこしたもの)——三月二三日 第九回——

ほとんど七、八〇年間にもわたって、日本人の家族生活を強く規制したかつての「家制度」は、わが国の社会にも日本人の意識の中にも、深く定着することになった。したがって、戦後の、法と制度の改正にはじまったその改革は、家族関係やその日常生活に混乱をおこすと同時に、一方では、強い抵抗をひき起した。それは、たとえば世代間の対立として、あるいは男女間のまさつとして現れた。又、農業や零細商工業の分野に広くみられる「家族経営」は、この改革にたいする客観的（物質的）抵抗となったし、一部の反動勢力はこれに政治的抵抗をみせた。しかし、これらとならんで、国民の中に根づいた意識の变革の問題も、けっして軽視できないものであった。

今年度最後の学習会に、総括としての意味もふくめて、家制度变革にかかわる広い問題を検討し、それを通じて、新しい秩序づくりの方向を話し合った。

「日本の教育」研究部会

昭和四十六年度

テキスト 山住正己『教科書』昭和45年、岩波新書

「日本の教育」研究部会は、従来の現代の家族研究部会

に代って、この年度から新設されたもので、上記のテキストを手掛りにして、日本の教育（主として小中高校教育）の内容をもっとも強く左右するものの一つと考えられる「教科書」を通して、教育の現状を検討することにした。

教科書とはなにか（第Ⅱ章 教科書とはなにか）―五月二九日、六月二三日、七月一七日、十一月二七日 第一、二、三、四回―

テキストの内容構成を検討した結果、第Ⅰ章はにおいて、ひとまず、第Ⅱ章の「教科書とは何か」からはじめることにした。

第一回

第Ⅱ章の最初の部分、「読み書き教科書」の発達と問題点（テキスト、一一八―二三〇ページ）を中心材料にして話し合った。

第二回

つづいて、「読み書き教育の意味」、「ことばの改革と社会の变革」（二三〇―三四ページ）を中心に、教育と社会の変動の関連の中心問題をめぐって、多面的な論議が行なわれた。

第三回

「教科書とは何か」の考察は、いまの日本の教育の実態と問題を明らかにする上で、又、これをどうすればよいか

を検討するための有効な出発点となりうるであろう。そうして調べてみると、自然と社会を子どもに科学的に認識させるための理科と社会科の教科書は、これまで余りにも欠陥が多かつたことが知られる。しかもそれは、洋の東西を問わず、政治と宗教の介入に大きな原因があったとされている。こうした事情を通して、「教育」の重要な一面を学習した。

第四回

「巨人の肩にのせるために」。永い人類の歴史、文化の発展は、無数の人々の研さんの上につき重ねられてきた。今後の社会をなう子どもたちには、この蓄積と成果は系統だつて着実に身につけさせねばならない。そして、雑多な知識を与えるのではなく、なんのために学ぶのかをしつかりつかませることが大切であろう。今回の研究会は、これらを含めて、熱心な論議に終始した。

いい教科書をつくるために・その一(第三章 どうすればいい教科書ができるか)——二月一九日 第五回——

これは、今日の日本の教育にとって、もっとも重要な問題の中心である。そこには、政府による教科書内容の統制(政治的)がいよいよよきびしくなり、それに照応して、直接子どもをあずかっている教師がほんとうの教育から次第に遠ざかっているという事情があるのではないだろうか。原

作のとくに重要な部分が改作されて、感動もなにもなくなつて載せられている国語教科書の作品をめぐつて、今さらながら、問題の重大さが話し合われた。

いい教科書をつくるために・その二(第三章 どうすればいい教科書ができるか)——二月二九日、二月二六日 第六、七回——

教育の問題は、一般にも予想されるように、今日日本人にとって、とくにその親にとって、いろいろの意味で、大きな関心の焦点になっているといえよう。その教育の問題について、とくに教育内容をとりあげたこの研究会も、この一年間、それなりに充実した学習を進めることができたと思われる。

この最後の二回は、年度のしめくりの意味もあり、一年間を反省しながら、教科書検定問題、「家永裁判」、そして、戦後日本の教育の移り変りなどを中心に、大きな視野で教育のあり方を検討して部会を終えた。

「日本の教育」研究部会は、ひきつづき昭和四十七年度にも開設され、四十六年度と同じテキスト(残された部分)を使用して行なわれた。そして、この年度も前年同様、活発な意見交換を展開することができたとともに、助言者としての筆者も、これを通じて、大変多くのことを学ばせ

ていただいた。

さらに、つづいて、四十九年度、五〇年度には、この「教育」に代って、「都市問題研究部会」が開設され、筆者の担当が進められた。

本来なら、これらについても、ある程度内容に立ちいつてここに記録し、反省すべきであるが、すでに与えられた紙幅を大きく越えてもいるので、以下、その要綱のみを記録するにとどめたい。

「日本の教育」研究部会

昭和四十七年度

テキスト 山住正己「教科書」

五月二十七日、第一回例会、前記のように前年度の継続という形をとって、テキストの第Ⅱ章「どうすればいい教科書ができるか」の第2節「教科書の将来と教師」からはじめ、そのあと、第Ⅰ章「教科書はどのようにかわってきただか」にもどり、年間を通じて、テキストを一応学習し終えた。

この学習では、現在あるいは近い過去に、それぞれ自ら体験した教育上のきわめて具体的な問題に、話題が集中し

たことが特徴的であった。そのため、討議はしばしば脱線したが、大まかに言って、教科書の内容や教師の指導のあり方などとの関連で、子どもたちはいま、ほんとうに教育をうけているのだろうか、といった点に、もっとも強い関心があったように思われる。

たとえば、国家と教育の問題、その中でもとくに、教科書の作成は、国が統一的に行なうべきか、あるいは教科によつては、多少ともに地域をわけて、教師、専門家によるそれぞれの地域の特殊事情をふまえた「自主的」教科書を作るのが望ましいか、などについては、「実用」的な面をもふくめた沢山の意見が出された。その他、いわゆる塾や家庭教師の問題などについては、参加者それぞれのもつ現実問題から、疑問や意見が出されていた。

又、教師のあり方の問題も、テキストの叙述をふまえながら、たとえば「教科書問題」とかわかって、その根本が語り合われた。すなわち、教育の根本は、教師がほんとうに一人々々の子どもの心にあふれ、それを見ぬき、そして子どもたちの成長の方向を見通して、それをふまえた教育を、その教師自身がつくりだしていくことであろう。そうしてはじめて、教育は真に中味のあるものになると同時に、教師もまさに、教育にうちこむことができるのであろう。

「画一的な教科書」は、この根本を阻んでいるのではない

だろうか。たんなる「仕事」として教育が行なわれているような実情があるとすれば、こうした面から見なおさねばならないのではなからうか、などが真剣に話し合われたのである。

都市問題研究部会

この部会は、昭和四十九年、五〇年の二年度にわたって開かれたが、研究生募集のこの部会のよびかけには、『急激な工業化の波が、広範な国土の荒廃をもたらし、とくに土地、住宅、道路、交通、環境など、われわれの日常生活のもっとも大切な基盤は、どこを見てもゆきづまろうとしている。その実状はどうか。どうしたらいいか。自分の目で問題をみつめよう』と記された。

その主旨は、およそ次のようである。戦後日本経済の工業を中心とするいちじるしい生産拡大と、その重化学工業化は、農業など他の産業領域ばかりでなく、国民生活の基盤としての国土にも、又、都市生活にも深刻な影響をもたらした。都市では、土地、住宅、道路交通、環境などに、さまざまの「問題」をひき起し、しかも、その根が深いため、市民は、これらの解決や、それによる今後の生活の展望をもつことがむづかしくなっている。この部会の中心課題は、こうした都市に起っている諸問題の実態をみつめ、

そして、これらの問題の背景を少しでも明らかにすることにおかれたものである。

そのため、四十九年度には、こうした背景のうちの重要な一つと考えられる戦後のいわゆる「地域開発」の学習にあてることになった。テキストには、宮本憲一『地域開発はこれでよいか』昭和四十六年、岩波新書を使い、近代都市の形成過程をも一応ふりかえって、諸問題の歴史的特質をおさえながら学習することにとめた。

第二年度の五〇年度は、とくに現代日本の都市問題の具体的諸側面をとりあげながら、全体的な概観をしたいと努力した。そのため、例会のつど、その時のテーマに関する諸資料（多くは、統計資料やグラフで、ワラ半紙一、二枚）を助言者の方で準備し、それを材料にして討議を進めた。毎月一回一年継続の例会に、一般市民が参加するというこの研究室の部会の形態では、毎回の学習内容をキチンと順序だてるのは一面に無理がある。そのため、とぎれて出席しても理解しやすいようにと、この年度は、毎回を読み切りの形にしてみたのであるが、結果としてよかったかどうかは筆者にも判断しにくい。

以下ここで使用した資料をも一、二参考にあげて、学習テーマの若干を記してみると、最初はまず、全体的な背景を知るために戦後の経済、開発政策の展開を概観すること

にした。

1 戦後日本経済の発展と、都市問題の発生

2 戦後のいわゆる「地域開発」の展開過程と問題点

そして、その上で、たとえば、いよいよ深刻になっている交通問題、それとかかわって憂慮すべき状態にある都市の地下街問題、あるいは、急激な都市の膨脹といわゆる「都市化」の進行によって、都市の就業構造、階級構成がどのように変り、それが今日の都市になにをもたらししているか、その他、住宅問題、公害などを学習テーマにあげた。

いわゆる「高度経済成長」によって、わが国の地域的な人口、就業構造、諸経済活動の構造がいかに急激に変動し、都市のいわゆる「過密」問題をひき起したかについては、表1、2などによって、理解を進めることにとめた。

又、表2・3などは、国土の単位面積あたりの生産活動量が、わが国の場合、欧米に比べていかに極端に高まっているかを知るのに役立つと思われる。

昭和三五年ごろ以降、「高度成長」が本格的に展開して、人口や資本の大規模な都市集中がはじまった時期に、地下街は全国的に急激に膨脹しはじめた(図一)。この「地下街問題」については、大阪の場合を例に、その実態を示す資料を抛りどころにして、これが、いかに防災上危険であり、衛生上にどんな問題があるか、などが学習された。さ

表1 既成工業地帯の人口増加の趨勢(単位:千人)

都府県	年	1950 (50/40)	1955 (55/50)	1960 (60/55)	1965 (65/60)	1969 (69/65)
	次					
東京		3,278(85.4)	3,037(128.0)	9,684(122.4)	10,869(112.2)	11,399(104.9)
神奈川		2,488(113.7)	2,919(117.3)	3,443(118.0)	4,431(128.7)	5,167(116.6)
大阪		3,857(80.5)	4,618(119.7)	5,505(119.2)	6,657(120.9)	7,391(110.1)
兵庫		3,310(102.8)	3,621(109.4)	3,906(107.9)	4,310(110.3)	4,573(106.1)
愛知		3,391(107.1)	3,769(111.1)	4,206(111.6)	4,799(114.1)	5,258(109.6)
福岡		3,530(114.1)	3,860(109.3)	4,007(103.8)	3,965(99.0)	4,025(101.5)
小計		22,854(95.9)	26,824(117.3)	30,751(114.6)	35,031(113.9)	37,813(107.9)
全国		83,200(114.7)	89,276(107.3)	93,419(104.6)	98,275(105.2)	102,648(104.4)

(備考) 各年とも10月1日現在数(1969年は推計)、国勢調査、総理府統計局調べ

表2 昭和30年代、大都市地域の主要経済指標の推移 (構成比、%)

項目	地域 昭和	全	大	関			東	近			
		国	都市 地域	東	内 陸	臨 海	海	畿	内 陸	臨 海	
面積		100.0	28.8	13.6	11.1	2.5	7.9	7.3	3.3	4.0	
人口	30	100.00	51.28	26.30	9.02	17.28	10.63	14.35	3.99	10.39	
	35	100.00	53.40	27.58	8.46	19.12	10.80	15.02	3.87	11.15	
	40	100.00	56.60	29.43	8.04	21.39	11.12	16.05	3.85	12.20	
第2次産業 就業数	30	100.00	62.48	28.52	6.95	21.57	14.43	19.53	4.43	15.11	
	35	100.00	66.37	316.5	6.77	24.88	14.49	20.24	4.33	15.90	
	40	100.00	68.67	33.68	7.08	26.60	14.47	20.52	4.23	16.29	
製造業 就業数	35	100.0	70.5	31.8	6.9	24.9	16.8	21.9	4.1	17.7	
	39	100.00	71.4	33.7	7.6	26.0	16.6	21.2	4.2	17.0	
第3次産業 就業数	30	100.00	56.99	30.04	7.25	22.79	10.29	16.66	4.43	12.23	
	35	100.00	58.23	30.71	6.86	23.85	10.59	16.93	4.20	12.73	
	40	100.00	60.58	32.14	6.46	25.68	10.79	17.65	4.12	13.53	
地域内 生産所得	第2次産業	30	100.00	72.99	32.80	5.20	27.37	14.02	26.17	4.29	21.88
	第3次産業	39	100.00	71.97	36.66	5.32	31.33	13.63	21.68	3.31	18.37
	第3次産業	30	100.00	59.75	33.68	6.40	27.29	9.56	16.51	4.18	12.33
	第3次産業	39	100.00	65.00	36.20	5.71	30.49	9.78	19.03	3.60	15.42
工業 設備投資	34	100.0	66.8	30.8	5.6	25.2	14.3	21.7	2.7	19.0	
	39	100.0	71.8	34.0	4.2	29.8	18.7	19.2	3.6	15.6	
地域内民間資本 ストック	製造業	29	100.00	73.19	34.36	4.69	29.67	16.40	22.43	3.78	18.65
	卸売業	38	100.00	71.62	33.18	4.57	28.61	16.37	22.07	3.31	18.76
	金融・保険業	29	100.00	66.56	31.22	4.79	26.43	12.20	23.14	3.59	19.55
	民間資本	38	100.00	72.09	37.37	3.79	33.58	11.46	23.26	3.18	20.08
	民間資本	29	100.00	48.04	23.17	6.88	16.29	9.17	15.70	3.83	11.87
	民間資本	38	100.00	69.23	39.02	3.86	35.16	10.01	20.20	2.97	17.23
	民間資本	29	100.00	60.70	29.81	7.39	22.42	13.02	17.82	3.67	14.15
	民間資本	38	100.00	65.75	32.64	5.90	26.73	13.89	19.22	3.27	15.95

(備考) 大来佐武郎編、地域開発の経済(「経済学全集」第26巻、筑摩書房、1967) P.43~50、および大野隆男、現段階の都市問題(「経済」第43号、新日本出版社、昭42) P.26~27、により作成。

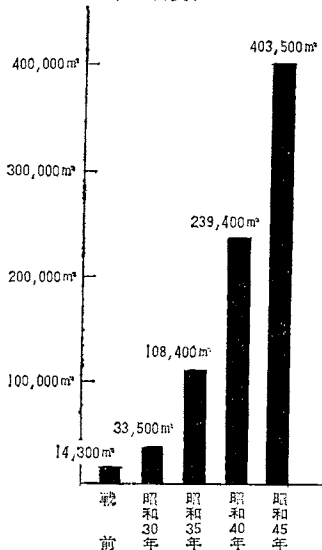
(注) 地域区分は、関東内陸=茨城、栃木、群馬、山梨、長野。関東臨海=埼玉、千葉、東京、神奈川。東海=岐阜、静岡、愛知、三重。近畿内陸=滋賀、京都、奈良。近畿臨海=大阪、兵庫、和歌山。「大都市地域」は、以上の合計。

表3 可住地1平方キロ当りの活動量の国際比較

	日 本	西 独	イギリス	フランス	アメリカ
人 口 (人/km ²)	895	344	246	122	32
G N P (千ドル/km ²)	1,153	649	372	271	121
石 油 消 費 (バレル/km ²)	4,261	821	915	282	102
自 動 車 台 数 (台/km ²)	87	66	54	34	15
パ ル プ 生 産 (トン/km ²)	55	8	1	4	5
プ ラ ス チ ッ ク 生 産 (トン/km ²)	27	15	5	3	1
銑 鉄 生 産 (トン/km ²)	359	156	68	39	13

資料) 大阪府「大阪府下における環境保全の長期的課題」1972. 3. に
より引用
(原典: 国連統計1969年、日本経済新聞1972.5.8.掲載)

第1図 全国地下街床面積
年次別変化



住田昌二、都市建設と地下問題
(「日本の科学者」№53) より

表4 人口・GNP・自動車及び
テレビ保有数の密度比較 (1968年)

	人口密度	GNP	自動車 保有数	テレビ 台 数
日 本	100	100	100	100
イギリス	18	25	30	23
西ドイツ	27	46	54	33
フランス	10	16	21	7
アメリカ	3	12	14	6

(備考) 本表は「低平地」に対する密度を、日
本を100として指数でしめた。

らに、このような地下街建設の動因が、行政のモータリゼーション政策と不可分の関係にあり、したがって、これは、市民を無視した「都市開発」といわねばならないのではないか、といった点が論議されたが、これによって都市問題の一端を理解するとともに、当面のわれわれ自身の町づくりにについても、検討の拠りどころになったのではないかと思われる。

他方、金沢市については、「武蔵・駅前再開発」の問題についてもふれたが、右の地下街問題とともに、これらの付近に居住する参加者からは、もっとも具体的な問題が提起されて、討議が深められたように思われる。

おわりに

筆者が、当社会教育研究室の研究部会に関係しはじめて、すでに一〇年近くにもなったが、以上が、そのおよその経過の概略である。その間、「社会教育」の意味も方法も、ついに知ることなく過ぎ、これらの部会に参加して下さった方ももちろん、その他多くの人々に、大きなご迷惑をおかけしたのではないかと恐れている。さまざまな問題についての適確な鋭い認識など、助言者の能力の問題はここでは措くとしても、男女の違いはもとより、年齢、職業、経験など、あらゆる点で多様な人々とともに、一つの共同

の学習の場が、いかにして成立しうるか、といったことも筆者にとっては苦しい課題であった。そうした学習形態についても、この研究室にとっては、なお広い範囲の研究が必要なのではないかとも考えられる。昭和五〇年度の部会は、なお途中であるが、これまで多くの部会に参加して下さった方々に、なによりもお礼をのべて結びとさせていただきます。